

青森県報

第二千七百十三号

平成十八年
十二月四日
(月曜日)

目次

告 示

- 青森県褒賞規則により褒賞された者……………(総務学事課) …… 一
- 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(健康福祉課) …… 四
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経 理 課) …… 四
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) …… 四
- 右 同……………(同) …… 五

告 示

青森県告示第八百七十四号

青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五号)第二条第一項の規定により次のとおり褒賞を行ったので、同規則第十一条の規定により告示する。

平成十八年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

平成十八年十一月十七日に行つた褒賞

大 西 幾 美

多年防犯関係団体の要職にあつて、少年の非行防止と健全育成に努め、防犯思想の普及高揚と防犯活動の推進に貢献した功績まことに顕著であります。

櫻 庭 忠 三

多年和生菓子製造の業務に従事して技術の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

福 山 禮 子

多年婦人服仕立ての業務に従事して技術の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

高 橋 弘 一

多年県議会議員等の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

杉 山 霽

多年市長等の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

鈴 木 重 令

多年市長等の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

五 戸 三 次 郎

多年市議会議員の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

熊 谷 隆 生

多年私立幼稚園長等として、幼児・生徒の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

三 上 ナ ツ エ

多年婦人団体の要職にあつて、婦人の教養及び地位の向上に努めるなど、社会教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年生物学の研究に励み、後進の教育指導に努めるとともに、多くの文化財の指定に尽くすなど、生物学の向上発展及び文化財の保護に貢献した功績まことに顕著であります。

平田貞雄

多年俳句関係団体の要職にあつて、俳句の普及と後進の指導育成に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

新谷博

多年短歌結社として活動し、短歌の普及と芸術性の向上に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

国原社

多年女声合唱団体として活動し、合唱音楽の普及と芸術性の向上に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

はまなすマザーズコール

多年保育園園長として児童の保護育成に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

田頭治子

多年知的障害者の社会参加活動に尽力し、また関係団体の要職にあつて、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

對馬信一

多年保護司として罪を犯した人の改善更生に尽くし、地域社会の浄化に貢献した功績まことに顕著であります。

佐藤善一

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

大高昭吉

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

金澤正義

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

木村惣三

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

西巻兼美

多年学校医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

佐藤龍治

多年医師関係団体の要職にあつて、保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

佐々木義樓

多年歯科医師関係団体の要職にあつて、保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

堀内陽治

多年製麺関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、製麺業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

阿部彦勝

多年経営者団体等の要職にあつて、労使関係の安定と業界の活性化に努めるなど、産業経済の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

七尾三郎兵衛

多年青果物卸売業関係団体の要職にあつて、安全安心な青果物の安定供給に努めるなど、青果物卸売業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

篠崎幸雄

多年水稻の品種改良に尽力し、また農業関係団体の要職にあつて、稲作技術の改良と普及に努めるなど、農業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

相馬多左衛門

多年りんご加工関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、りんご産業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

鶴 田 昭 英

多年建築設計監理業関係団体の要職にあつて、建築士事務所の技術の向上と業界の活性化に努めるなど、産業経済の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

白 川 勤

多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

山 田 鏡

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

及 川 卓 男

多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

古 川 忠 男

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

七 戸 繁 夫

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

福 澤 光 夫

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

山 田 文 治

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

山 谷 孝 治

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

相 坂 陸 郎

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

貝 吹 勝 美

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

米 沢 登

多年交通安全関係団体の要職にあつて、交通安全思想の普及高揚に努め、交通事故の抑止に貢献した功績まことに顕著であります。

今 誠 康

多年朗読奉仕者として視覚障害者への朗読奉仕を続け、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

高 橋 寿 美

多年書道の創作に励み、書道を広く世界に広めるとともに、後進の指導育成に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

佐 々 木 敏 子

日本陸上競技選手権大会男子円盤投競技において平成十一年から平成十七年まで七連覇、通算八度の優勝を果たすなど、わが国陸上競技の躍進と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

畑 山 茂 雄

多年臨床薬理学の研究に励み、後進の教育指導に努めるなど、臨床薬理学の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

石 崎 高 志

平成十四年から平成十七年にかけて、青森県に対して県内社会福祉施設での使用のため

株式会社サンフドー

め電気機器等を寄贈し、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

株式会社 眞照堂

平成十八年二月、八戸市に対して社会福祉基金及び是川縄文の里整備基金として多額の私財を寄附し、社会福祉の向上及び芸術文化の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

山田 春雄

平成六年から平成十七年にかけて、五所川原市に対して市立美術館建設資金等として多額の私財を寄附し、芸術文化の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

青森県告示第八百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	青森県立はまなす学園	八戸市大字大久保字大塚一七の七二九	平成一八・四・一
変更後	青森県立はまなす医療療育センター		

青森県告示第八百七十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「あおもり信用金庫神田支店	弘前市大字神田二丁目	」を
「あおもり信用金庫神田支店	弘前市大字神田二丁目	」を
「あおもり信用金庫安原支店	弘前市大字泉野一丁目	」に改める。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地（仮称）樋のロショッピングセンター
弘前市大字樋のロ二丁目八の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 マックスバリュ東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
代表取締役 反田悦生
 - 2 株式会社サンワード
青森市大字石江字三好六九の一
代表取締役社長 中村勝弘
 - 3 ロック開発株式会社
東京都千代田区神田佐久間河岸六七
代表取締役社長 羽間和彦
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の施設の運営に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社マックスバリュ東北 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時 株式会社サンワドー 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	平成 一八・三・八
来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場一、二 午前八時三十分から 午前零時三十分まで	駐車場一、二 午前八時三十分(ただし、年間二十日間 午前五時三十分、年間三十日間 午前七時三十分) から午前零時三十分まで	

四 届出年月日

平成十八年十一月二十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十八年十二月四日から平成十九年四月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年四月四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲーム倉庫青森東店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役社長 和田正徳

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ドラゴンキューブ株式会社

青森市大字大野字若宮一四六の七

代表取締役 平井茂

四 変更しようとする事項

区 分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	閉店時刻 午後八時	閉店時刻 午前十一時	平成 一八・二・二七
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	閉店時刻 午後八時	閉店時刻 午前十一時	平成 一八・二・二七
来客が駐車場を利用することができるとき	午前八時四十五分から午後八時十五分まで	午前九時三十分から午前一時十五分まで	

五 届出年月日

平成十八年十一月六日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年十二月四日から平成十九年四月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年四月四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭